

令和元年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概要】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）において、大気汚染防止法第18条の15に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

令和元年度に実施した建築物等の解体等工事現場周辺における環境調査の結果（アスベスト繊維数濃度）は、大気汚染防止法のアスベスト製品製造・加工工場の敷地境界基準の10本/リットルを下回った。

表 令和元年度アスベスト環境調査結果

No.	建築物所在地	建築物延べ面積 (㎡)	アスベスト使用面積 (㎡)	測定日	測定結果 (本/リットル) ※1					
					建築物等周辺		(参考) 集じん・排気装置排気口			
					位相差顕微鏡※2		電子顕微鏡		位相差顕微鏡	電子顕微鏡
					総繊維数濃度		※3 アスベスト繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)			
最大値	最小値									
1	茅ヶ崎市中海岸	1,851.65	622.2	5月15日	0.51	0.17	—	—	—	
2	秦野市南矢名	686.7	1,733.6	5月17日	0.87	0.25	—	—	—	
3	茅ヶ崎市鶴が台	1,169.52	1,440.96	8月9日	0.27	0.18	—	—	—	
4	寒川町一之宮	1,081.67	966.1	10月21日	0.17	0.11	—	—	—	
5	秦野市名古木	6,447.04	3,415.14	3月31日	0.17	0.056	—	—	—	

- ※1 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。
 - ・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
 - ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットルを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。
- ※2 複数箇所にて採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。
- ※3 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所(全ての箇所にて検出下限値未満の場合は、分析走査電子顕微鏡で測定した総繊維数濃度の最大値が確認された箇所)の結果を示しています。(括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。)なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットル以下の場合、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。
- ※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。(括弧内は総繊維数濃度の結果です。)なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットル以下の場合、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。(位相差顕微鏡法の測定結果も「—」となっているものは測定箇所として選定していないものです。)